

三島市資源ごみ回収報奨金制度の一部改正（案）

1 資源ごみ回収報奨金交付事業

三島市資源ごみ回収報奨金は、廃棄物の再生利用を促進し、ごみの減量を図ることを目的に、資源ごみ回収運動に協力した団体に対し回収量に応じた報奨金を交付しています。

対象となる資源ごみは、新聞、雑誌、段ボール、紙製パック、ミックス古紙、びん、布、廃食用油です。

2 改正内容

(1) 報奨金額の見直し

現状の回収量に応じた報奨金に加え、周知した上で実施した回収活動の実施回数に応じた報奨金を新たに交付する。

【現行】

- ・回収量に応じた報奨金

【改正案】

- ・回収量に応じた報奨金
- ・周知した上で実施した回収活動の実施回数に応じた報奨金（追加）

（1回1,000円、年度につき6,000円を限度とする）

上記を合わせた金額を交付する。

（参考）回収量に応じた報奨金の単価（現行のままで見直しせず）

	現 行
新聞、雑誌、段ボール、紙製パック、びん、布	2.5円/kg
ミックス古紙	10円/kg
廃食用油	40円/l

(2) 見直しの理由

新型コロナウイルス感染症拡大、燃料費高騰等により、活動団体数減少、回収活動及び回収量の縮小が見られることから、現状の回収量に応じた報奨金に加え、周知した上で実施した回収活動の実施回数に応じた報奨金（1回1,000円、年度につき6,000円を限度とする）を交付することにより、回収活動及び回収量の増加を図るものです。

3 新制度の適用時期

令和5年度申請分から（予定）

4 当該報奨金交付事業に係る資源ごみ回収量と実施団体数の経年変化

年度	回 収 量				団体数
	ミックス古紙 以外の古紙等 ① (t)	ミックス古紙 ② (t)	古紙等 ①+② (t)	廃食用油 (ℓ)	
H29	1,829.94	155.62	1,985.56	1987.6	171
H30	1,730.04	199.43	1,929.47	1884.0	171
H31	1,587.88	188.77	1,776.65	743.1	171
R2	1,250.40	201.52	1,451.92	386.9	158
R3	1,153.42	176.53	1,329.95	601.4	152

